

「自殺のない地域社会づくり」に向けた自殺予防事業業務仕様書

1 目的

自殺予防に関する正しい知識の啓発や相談窓口等の分かりやすい情報発信を通して、県全体で自殺予防に取り組む気運を醸成するとともに、様々な悩みを持つ方に向けた相談会を開催することで、自殺企図につながり得る危険因子の低減を図る。

2 業務を委託する期間

契約の日から令和7年3月25日まで

3 委託料

13,334,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

なお、支払いは、業務完了後の精算払いとする。

4 業務の内容

① テレビ、インターネット等を活用した広告等による啓発

【実施内容】

様々な媒体を活用し、県民一人ひとりが自殺を身近な課題と捉え、“気づき”“声かけ”“見守り”を実践することを呼びかける「ひなたのキズナ“声かけ”運動」の広告を実施する。なお、広告にあたっては、オンライン上のバナー広告も実施すること。

【その他】

県において、必要なデータの提供を行う。

受託者において、以下を行う。

- ・広告の作成・実施
- ・その他必要事項

② 自殺予防週間及び自殺対策強化月間ポスター等の発送

【実施時期】

9月（自殺予防週間）及び3月（自殺対策強化月間）の前

【実施内容】

ポスター、県内相談窓口一覧リーフレット等の袋詰め及び発送

【その他】

県において、ポスター等、送付先住所のデータ及び封筒を用意する。

受託者において、以下を行う。

- ・ポスター等の袋詰め
- ・ポスター等の一部発送（各回約 700 カ所）
- ・その他必要事項

③ 街頭キャンペーンの企画・実施運営

【実施内容】

商業施設等において県民向けに自殺予防啓発キャンペーンを実施。

下記④に掲げるワンストップ相談会の事前広報も兼ねて、啓発資料・関連グッズを配布。

【実施日等】

契約締結日から令和 7 年 3 月 1 5 日のうち 2 日以上

【仕様等】

啓発グッズ 各日 500 個以上（500 セットを目処に配布する）

【その他】

県において、過去に制作したロゴ等のデータ提供を行う。

受託者において、以下を行う。

- ・啓発グッズの作成
- ・街頭やその他配布施設に係る調整
- ・会場設営（机、イス等）
- ・その他必要事項

④ ワンストップ相談会（対面型）

【実施内容】

弁護士や臨床心理士など幅広い専門家が参加し、県民の様々な悩みの相談を無料で受け付ける対面型相談会を開催する。

【実施日等】

2 日以上、以下の日程を基準として行う。

- ・自殺予防週間（9 月 1 0 日～1 6 日）の期間中または前後：1 日
- ・自殺対策強化月間（3 月）の期間中：1 日

【実施場所】

宮崎市内（県有施設など、会場使用料のかからない場所を想定）

【広報】

様々な媒体を通じて実施

【その他】

県において、以下を行う。

- ・実施日の決定
- ・会場の選定、確保
- ・相談機関との連絡調整

受託者において、以下を行う。

- ・会場設営（机、椅子、パーティション等の持ち込み）
- ・当日の運営（相談員への弁当、お茶等の手配を含む）
- ・相談機関に対する謝金の支払い（1団体につき1日31,000円）
相談機関：宮崎県弁護士会×2、宮崎県司法書士会、宮崎県看護協会、
宮崎県公認心理師・臨床心理士会、宮崎県精神保健福祉士協会、
宮崎自殺防止センター 延べ7機関
- ・その他必要事項

【昨年度の開催例】

日時	場所	相談人数	相談件数
令和5年9月10日	イオンモール宮崎	17組	22件
令和6年3月17日	宮崎県立図書館	14組	24件

レイアウト：別紙のとおり（開催場所によって調整する場合がある。）

⑤ オンラインワンストップ相談会

【実施内容】

上記④に掲げる対面型のワンストップ相談会とは別に、県内各地から相談会への参加が可能となるよう、オンライン（テレビ会議）型のワンストップ相談会を開催する。

【実施日等】

1日以上、10月～2月の間で実施する。

【実施場所】

相談員会場：相談機関用の会場、宮崎市

サテライト会場：相談者用の会場、県内2～3ヵ所程度

【広報】

様々な媒体を通じて実施

【その他】

県において、相談機関との連絡調整を行う。

受託者において、以下を行う。

- ・各会場の選定、確保、支払い（相談員会場は県庁会議室でも対応可）
- ・各会場設営（ブースの設営、オンライン相談用機器の手配等）
- ・当日の運営

- 相談員会場：オンライン機器の接続、相談員への弁当・お茶等の手配
 サテライト会場：相談者の受付・案内、オンライン機器の接続
 ・相談機関に対する謝金の支払い（1団体につき1日31,000円）
 相談機関：宮崎県弁護士会、宮崎県司法書士会、宮崎県看護協会、
 宮崎県公認心理師・臨床心理士会、宮崎県精神保健福祉士協会、
 宮崎自殺防止センター 延べ6機関

- ・その他必要事項

【昨年度の開催例】

日時	場所		相談 人数	相談 件数	
令和6年 1月27日	相談員会場	県庁防災庁舎	-	-	
	サテライト	都城	未来創造ステーション	2組	3件
		延岡	延岡市民協働まちづくりセンター	6組	7件
		日南	日南市テクノセンター	0組	0件

⑥ ポケット版こころの電話帳の作成

【実施内容】

県内の各相談窓口について、財布や手帳等に入るサイズの電話帳を作成する。

【仕様等】

カラー印刷 20,000部（県へ納品8,000部、県内発送12,000部）

【その他】

県において、以下を行う。

- ・電話帳に掲載する相談窓口との連絡調整
- ・県の出先機関、県内市町村への発送

受託者において、以下を行う。

- ・電話帳の作成、印刷
- ・県内発送先の選定、調整、発送
- ・その他必要事項

⑦ 免許返納時の啓発手帳の作成

【実施内容】

県内の高齢者等の運転免許返納者に対し配付する啓発手帳を作成する。

【仕様等】

- ・カラー印刷（40頁程度） 5,000冊
- ・簡単なストレスチェック、ストレスを感じたときの対処法、相談窓口一覧を掲

載すること

【その他】

県において、以下を行う。

- ・電話帳に掲載する相談窓口との連絡調整
- ・県の運転免許センターとの調整

受託者において、以下を行う。

- ・掲載内容の提案
- ・啓発手帳の作成・印刷
- ・その他必要事項

⑧ 新聞、雑誌等を活用した電話相談員募集の広報

【実施内容】

自殺防止相談電話の体制強化を図るため、新聞や雑誌等で相談員募集の広報を行う。

(参考) 相談員募集時期

NPO法人国際ビフレンダーズ宮崎自殺防止センター 6、9月

NPO法人宮崎いのちの電話 4月1日～1月10日

【仕様等】

新聞、雑誌等に広告掲載 5回程度

【その他】

県において、必要なデータの提供を行う。

受託者において、以下を行う。

- ・広告等の作成、掲載
- ・その他必要事項

⑨ 宮崎県自殺予防ポータルサイト「ひなたのおせっかい」の改修

【実施内容】

平成28年度に制作した県の自殺予防ポータルサイト「ひなたのおせっかい」について、悩んでいる方やその周囲の方が必要な情報を得やすくなるよう改修する。

【仕様等】

(1) デザイン

性別、年代を問わず受け入れられる、落ち着きのあるデザインとすること。

(2) 構成

高齢者まで使用することを前提に、(ア)～(キ)までのコンテンツを盛り込ん

だ上で、分かりやすく、使いやすい構成とすること。また、各ページの冒頭には当該ページの説明やメッセージを掲載すること。

(ア) トップページ

近年のトレンドを踏まえつつ、本ページの趣旨や意義についてメッセージ性のある文章を掲載すること。また、以下のコンテンツに繋がりやすいデザインとすること。

(イ) 情報発信 (information)

イベント等のお知らせを掲載。

(ウ) 相談窓口

本県からアクセスできる相談窓口を掲載すること。相談窓口は類型毎に分類し、ユーザーが容易に検索できるようにすること。また、相談窓口の軽微な修正は県が行える仕様にすること。

(エ) こころのストレスチェック

1分程度で終わるストレスチェックを盛り込むこと。内容は、「Kessler Psychological Distress Scale (K6)」等を参考にし、セルフチェック後、ストレス度の判定やそれに対する対処法、相談窓口等が案内される仕様にする。

(オ) 特集ページ

「ひなたのキズナ声かけ運動（ゲートキーパーの心得）」、「自死遺族のつどい」、「電話相談員の募集」など、県や関係機関等の取組を紹介するページを作成すること。

(カ) 動画やリーフレット等の掲載

毎年度県民への普及啓発のため制作するCM動画や相談窓口一覧リーフレット等を掲載。

(キ) リンク

(3) 留意事項

(ア) 現行サイトのドメインを引き継ぐこと。

(イ) PC、スマートフォンのどちらからも閲覧できるページとすること。

(ウ) コンテンツの更新や管理は、本県の職員等が実施するため、特別な知識を必要とせず、簡易な操作でページの作成・登録ができること。

(エ) 保守管理費用は年間12万円以内となるよう構築すること。

(オ) コンピュータウイルス、不正アクセス、ホームページ改ざん等の外的な脅威に対する防止策について万全の対策を講じること。

【その他】

県において、以下を行う。

- ・必要なロゴや相談窓口に関するデータの提供を行う。
- ・相談窓口との連絡・調整

受託者において、以下を行う。

- ・ポータルサイトの改修・構築
- ・その他必要事項

5 成果報告書の作成

成果報告書一式（電子データ及び紙媒体）

6 業務遂行上の注意事項

委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分協議を行うこと。